

[1] 次の記述は、電波法に規定する定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための **A** をいう。
- ② 「無線局」とは、無線設備及び **B** の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ③ 「無線従事者」とは、無線設備の **C** を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C
1 電气的設備	無線設備の操作を行う者	操作又はその監督
2 電气的設備	無線従事者	操作
3 通信設備	無線設備の操作を行う者	操作
4 通信設備	無線従事者	操作又はその監督

【解答】1

容易な問題です。必ず覚えておく必要があります。

[2] 総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、許可に係る無線設備を運用するために執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。
下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線設備の変更の工事を実施した旨を免許状の余白に記載し、その写しを総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 4 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められなければならない。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

【解答】 3

選択肢3と4で迷いそうですが、3のように規定されています。

[3] 通信方式の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。
- 2 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
- 3 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
- 4 「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。

【解答】4

「単信方式」とは、相対する方向で送信が交互に行なわれる通信方式をいう。
と規定されています。

[4] 次の記述は、送信設備に使用する電波の質、受信設備の条件及び安全施設について述べたものである。電波法（第28条から第30条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて B に支障を与えるものであってはならない。
- ③ 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は C ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

A	B	C
1 空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能	他の電氣的設備の機能に障害を及ぼす
2 高調波の強度等	重要無線通信の運用	他の電氣的設備の機能に障害を及ぼす
3 空中線電力の偏差等	重要無線通信の運用	物件に損傷を与える
4 高調波の強度等	他の無線設備の機能	物件に損傷を与える

【解答】 4

必ず覚えておくべき内容です。「電波の質」に空中線電力の偏差は含まれません。また、「人体に危害」「物件に損傷」はセットで覚えておきましょう。

[5] 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
2 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
3 電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
4 外囲の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃

【解答】2

Cの「振動または衝撃」は直感的に分かるので、この時点で2択に絞ることができます。また、A・Bについては、選択肢2のように規定されています。

[6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下2及び3において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

【解答】2

免許証は、再交付を行った時点で免許台帳が更新されるため、再交付を受けた免許証を返納ではなく、失った免許証の方を返納します。

[7] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A□ 無線通信（注）を傍受して □B□ を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。以下同じ。

- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
③ □C□ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A

- 1 特定の相手方に対して行われる
- 2 特定の相手方に対して行われる
- 3 総務省令で定める周波数により行われる
- 4 総務省令で定める周波数により行われる

B

- その存在若しくは内容
- その通信の内容
- その存在若しくは内容
- その通信の内容

C

- 無線通信の業務に従事する者
- 無線従事者
- 無線従事者
- 無線通信の業務に従事する者

【解答】1

電波法 59 条は大変重要な条文です。必ず覚えておかねばなりません。

[8] 無線設備の機器の試験又は調整のための無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）及び無線局運用規則（第22条及び第39条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整中は、しばしば、周波数の偏差が許容値を超えていないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその電波の発射を中止しなければならない。

【解答】 3

比較的容易な問題です。「周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか」を確かめるのではなく、他の無線局に混信を与えるなどして中止の要求が無いかを確かめなければなりません。

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **A** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。

A	B	C
1 期間を定めて	電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除
2 臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除
3 期間を定めて	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知
4 臨時に	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知

【解答】 2

「臨時に電波の発射の停止を命ずる」「電波を試験的に発射させなければならない」は必ず覚えておく必要があります。良く出題されます。

[10] 無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

【解答】 4

訓練の場合は報告を行う必要はありません。

[11] 無線従事者の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

【解答】 1

「無線設備の操作の範囲を制限」ではなく、「その業務に従事することを停止」です。

[12] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許が効力を失ったときに免許人であった者が執るべき措置について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **A** しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **B** の撤去その他の総務省令で定める **C** を講じなければならない。

	A	B	C
1	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信装置	電波の発射を防止するために必要な措置
2	1箇月以内にその免許状を返納	送信装置	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置
3	1箇月以内にその免許状を返納	空中線	電波の発射を防止するために必要な措置
4	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	空中線	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置

【解答】 3

返納は一か月で、遅滞なく空中線の撤去等を行うなど、電波の発射を防止するために必要な措置を行います。